



報道関係者 各位

令和4年12月23日

【照会先】

栃木労働局職業安定部職業対策課

職業対策課長 市川 嘉史

地方障害者雇用担当官 菊池 政弘

(電話) 028-610-3557

令和4年 障害者雇用状況の集計結果

～ 民間企業の雇用障害者数は19年連続で過去最高を更新、
かつ、実雇用率が法定雇用率を上回るのは25年ぶり～

栃木労働局（局長 藤浪 竜哉）では、このほど、民間企業や公的機関などにおける令和4年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率：民間企業の場合は2.3%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、栃木労働局が、障害者の雇用義務のある栃木県内に本社を置く事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

【民間企業】（法定雇用率2.3%）

※（ ）は前年値、< >は全国値

○雇用障害者数 **5,515.5人** (5,201.5人)

○実雇用率 **2.38%** (2.26%) <2.25%> -----全国20位 (28位)

○法定雇用率達成企業割合 **56.8%** (54.4%) <48.3%> -----全国22位 (25位)

【公的機関】（同2.6%、県教育委員会は2.5%）

○栃木県 雇用障害者数 172.0人 (166.0人) 実雇用率 **3.26%** (3.06%)

○栃木県警察本部 雇用障害者数 20.0人 (16.0人) 実雇用率 **3.36%** (2.74%)

○栃木県教育委員会 雇用障害者数 342.5人 (350.0人) 実雇用率 **2.70%** (2.69%)

○市町等 雇用障害者数 466.0人 (461.0人) 実雇用率 **2.53%** (2.53%)

○市町教育委員会 雇用障害者数 5.0人 (7.0人) 実雇用率 **1.86%** (2.01%)

【独立行政法人など】（同2.6%）

○雇用障害者数 47.0人 (39.5人) 実雇用率 **2.75%** (2.52%)

今後の取り組み

（主な取り組み）

- 法定雇用率2.3%の周知と「企業チーム支援」等、対象企業へのきめ細かな支援
- 障害者雇用促進セミナー開催等、更なる障害者雇用の周知、理解促進
- 雇用率未達成企業のトップに対しての障害者雇用の周知、理解促進

1 民間企業における雇用状況

(1) 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

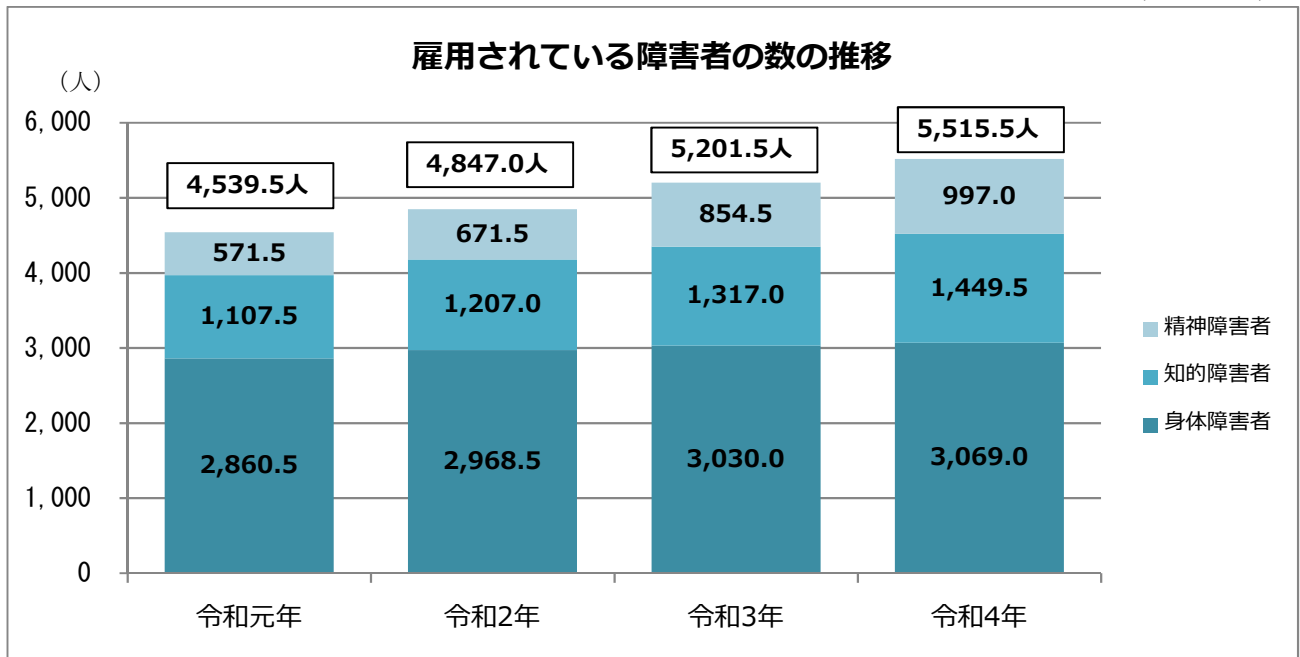
民間企業（43.5人以上規模の企業：法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者の数は5,515.5人で、前年より6.0%（314.0人）増加し、19年連続で過去最高となった。

雇用者のうち、身体障害者は3,069.0人（対前年比1.3%増）、知的障害者は1,449.5人（同10.1%増）、精神障害者は997.0人（同16.7%増）といずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きくなった。〔グラフ1〕〔表1〕

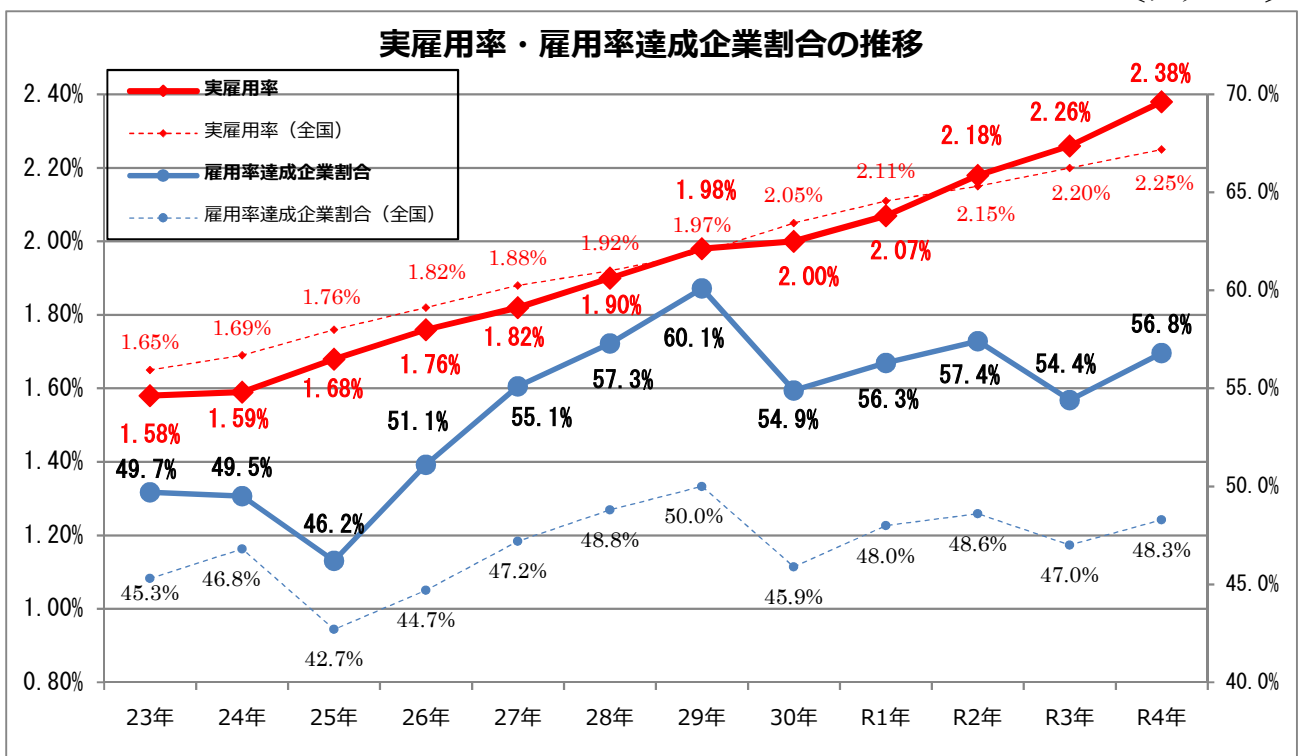
実雇用率は、2.38%（前年2.26%）で前年より0.12ポイント上昇し、全国平均（2.25%）よりも0.13ポイント上回った。実雇用率が法定雇用率を上回ったのは平成9年以来、25年ぶりである。

法定雇用率達成企業の割合は、56.8%（同54.4%）で前年より2.4ポイント上昇し、全国平均（48.3%）よりも8.5ポイント上回った。〔グラフ2〕〔表1〕

〔グラフ1〕



〔グラフ2〕



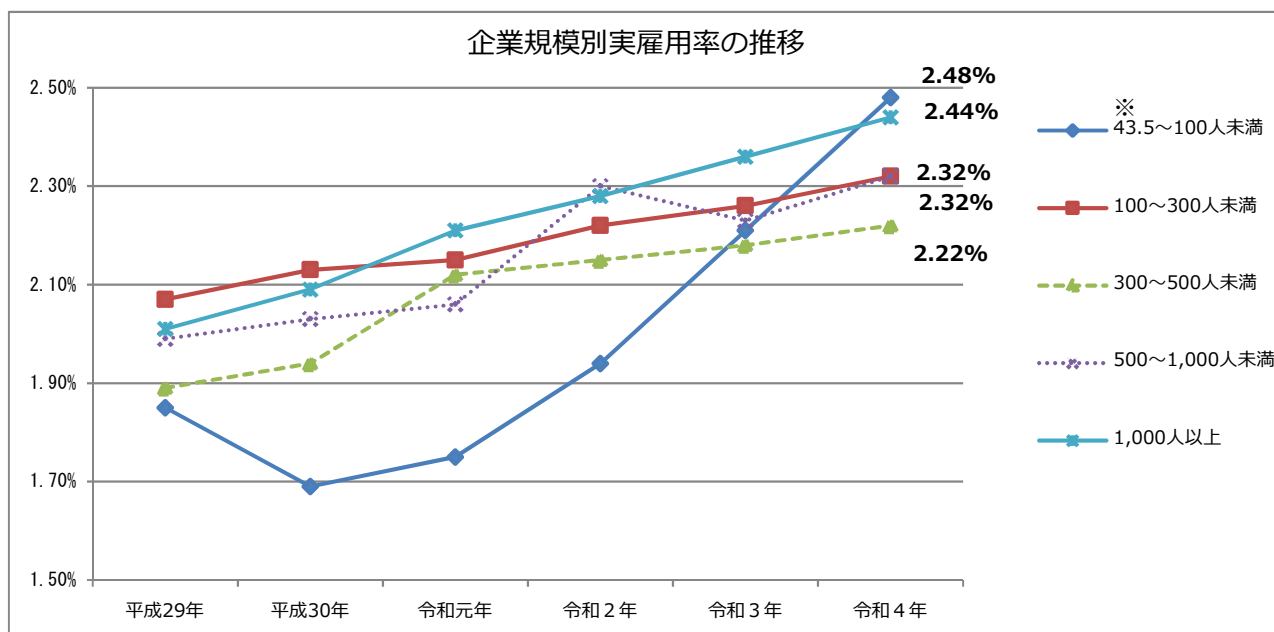
(2) 企業規模別の状況

企業規模別にみると、障害者の実雇用率は、すべての規模の企業区分で前年を上回った。特に、100人未満規模（2.48%）においては0.27ポイント増と大きく上昇した。
〔グラフ3〕〔表2〕

法定雇用率達成企業数の割合は、すべての規模の企業区分で前年を上回った。とくに1,000人以上規模（84.6%）においては11.5ポイント増と大きく上昇した。

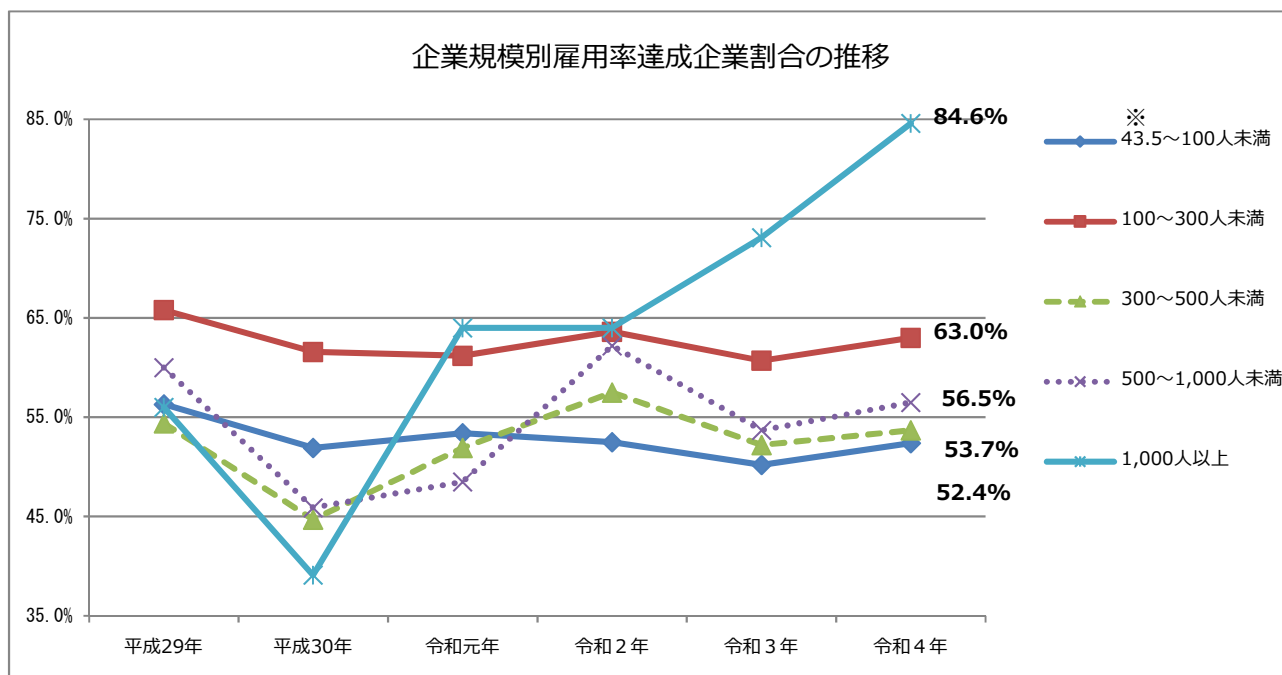
〔グラフ4〕〔表2〕

〔グラフ3〕



※平成29年以前は50~100人未満
 ※平成30年からは45.5~100人未満
 ※令和3年からは43.5~100人未満

〔グラフ4〕



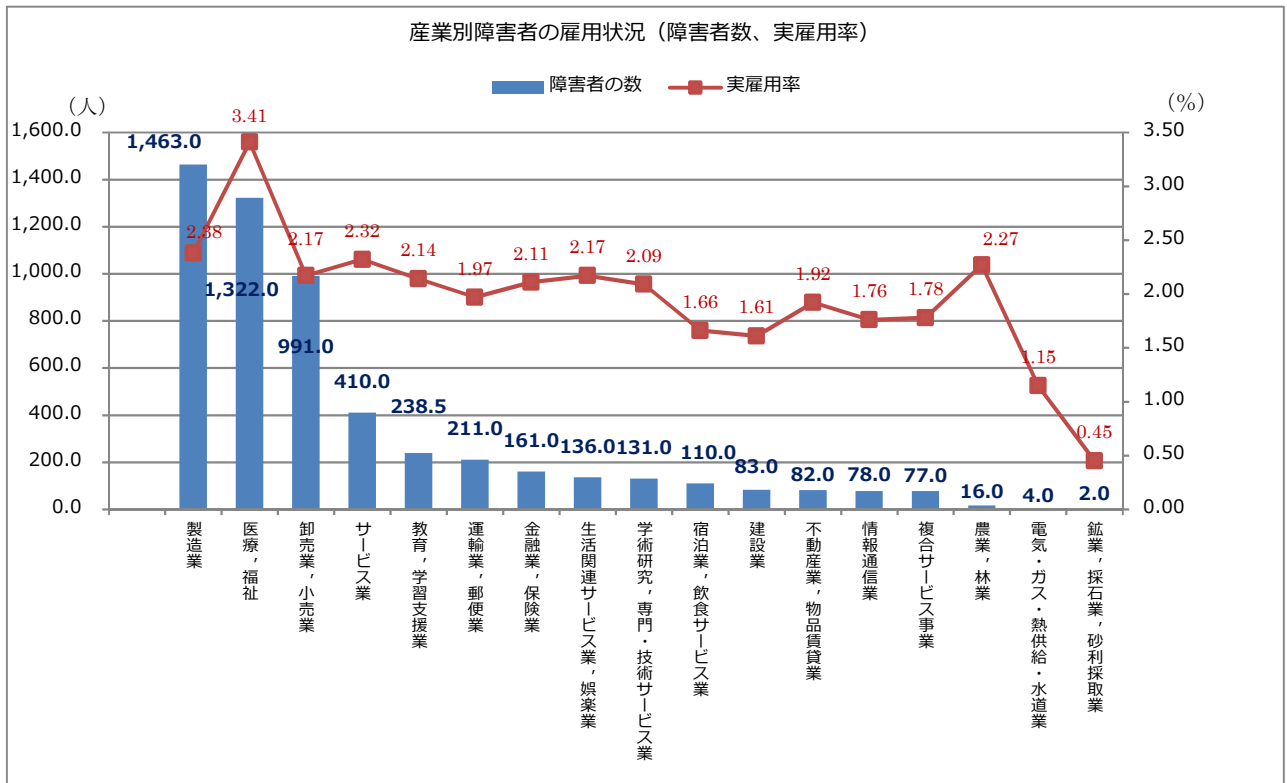
※平成29年以前は50~100人未満
 ※平成30年からは45.5~100人未満
 ※令和3年からは43.5~100人未満

(3) 産業別の状況

産業別にみると、雇用されている障害者の数では、「製造業（計）」が最も多く（1463.0人、前年比94.5人増）、続いて「医療、福祉」（1322.0人、同146.0人増）、「卸売業・小売業」（991.0人、同27.0人増）、「サービス業」（410.0人、同16.0人増）となっている。

産業別の実雇用率では、「医療、福祉」（3.41%）が最も高く、次いで「製造業（計）」（2.36%）であった。〔グラフ5〕〔表3〕

〔グラフ5〕



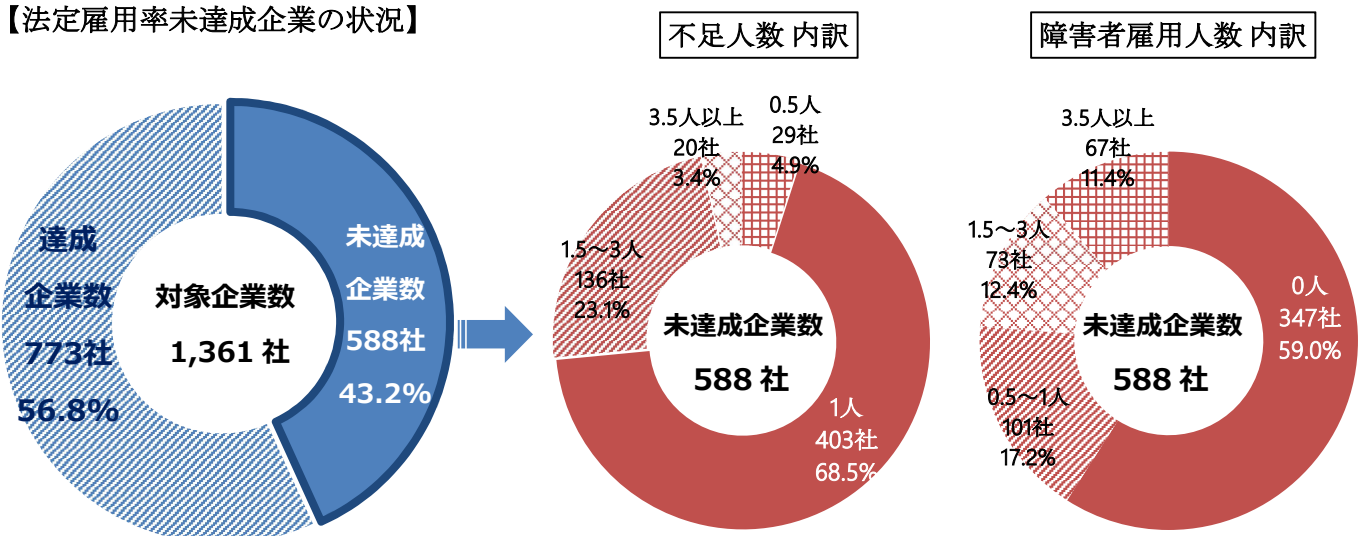
(4) 法定雇用率未達成企業の状況

法定雇用率未達成企業は588社で、そのうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）が、全体の73.4%（432社）と約7割である。

また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、未達成企業に占める割合は、59.0%（347社）となっている。〔グラフ6〕〔表4〕

〔グラフ6〕

【法定雇用率未達成企業の状況】



2 公的機関における在職状況

(1) 県の機関

県の機関（法定雇用率 2.6%）に在職している障害者の数は 192.0 人で、前年より 15.7% (26.0 人) 増加しており、実雇用率は 3.27% と前年に比べ 0.21 ポイント上昇した。〔表 5、表 6-1〕

(2) 市町等の機関

市町の機関（法定雇用率 2.6%）に在職している障害者の数は 466.0 人で前年より 0.1% (5.0 人) 増加した。実雇用率は 2.53% と前年同様であった。27 機関中 17 機関が達成している。〔表 5、表 6-1〕

(3) 県・市町の教育委員会

県の教育委員会（法定雇用率 2.5%）に在職している障害者の数は 342.5 人で前年より 2.1% (7.5 人) 減少しているが、実雇用率は 2.70% と前年に比べ 0.01 ポイント上昇している。

市町の教育委員会（法定雇用率 2.6%）に在籍している障害者の数は 5.0 人で前年より 28.6% (2.0 人) 減少しており、実雇用率は 1.86% と前年に比べ 0.15 ポイント低下した。〔表 5、表 6-2〕

3 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等（法定雇用率 2.6%）に雇用されている障害者の数は 47.0 人で前年より 19.0% (7.5 人) 増加し、実雇用率は 2.75% と前年に比べ 0.23 ポイント上昇した。しかし 5 機関のうち 1 機関以外は未達成となっている。〔表 5、表 6-2〕

4 障害者雇用促進のための今後の施策

栃木労働局では、県内に本社を置く企業の事業主等に対して、以下の施策等に取り組み、本県の実雇用率の向上と法定雇用率達成企業の増加を引き続き図ることとする。

- ハローワークと関係機関が連携して法定雇用率未達成企業を訪問し、各機関の支援内容等を説明・提案することにより、障害者雇用への理解の促進及び雇用拡大を図る。特に、全企業に対して法定雇用率 2.3% を周知、雇用率未達成企業に対してハローワークと関係機関が連携した「企業チーム支援」による重点的な支援を実施し、さらに精神障害者雇用トータルサポーターによる企業向け支援の強化を図る。
- 企業の採用機会、障害者の就業機会、それぞれの拡大のために、県内 3 地域において「合同就職面接会」を開催する。また、地域ニーズ等を踏まえ、オンラインツールも活用しながら、ハローワーク単位でミニ面接会を開催する。
障害者雇用に関する意識啓発や理解促進、雇用ノウハウ周知のための障害者雇用促進セミナーや特別支援学校の実習見学会等を開催、障害特性等を理解する機会を提供する。
- 雇用率未達成企業のトップに対して、ハローワークや労働局幹部による助言・指導を実施する。

- 増加する精神障害者（発達障害者含む）の職場定着を図るため「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を開催し、精神障害者と一緒に働く一般労働者に対する障害特性やコミュニケーション方法等の理解促進を図る。養成講座は大規模会場での集合講座、企業に出向いての出前講座をオンラインツールを活用しながら柔軟に実施し、企業内における「サポーター」の増加を図っていく。
- 障害者の雇用に関する優良な中小企業を認定する「もにす認定」制度を普及させ、これら事業主との関係構築及び強化に努め、障害者の雇用促進と安定を図る。



【参考】

	令和3年	令和4年	増減
実雇用率（本県）	2.26%	2.38%	0.12 ポイント上昇
（全国）	2.20%	2.25%	0.05 ポイント上昇
雇用率達成企業割合（本県）	54.4%	56.8%	2.4 ポイント上昇
（全国）	47.0%	48.3%	1.3 ポイント上昇

表1 民間企業における年度別障害者雇用状況

各年6月1日現在

項目 年	① 企業数	② 法定雇用 障害者数 の算定 の基礎となる 労働者数 (注1)	③ 障害者の数(注2)														○ 合計 (E+J+N)	④ 実雇用率 (③○÷ ② ×100)	⑤ 雇用率達成 企業数 (割合)
			A 重度身体 障害者	B 重度以外 の身体障 害者	C 重度身体 障害者で ある短時 間労働者	D 重度身体 障害者以 外である 短時間労働者	E 身体障害 者計 (A×2 +B+C+D× 0.5)	F 重度知的 障害者	G 重度以外 の知的障 害者	H 重度知的 障害者で ある短時 間労働者	I 重度知的 障害者以 外である 短時間労働者	J 知的障害 者計 (F×2 +G+H+I× 0.5)	K 精神 障害者	L 精神障 害者であ る短時間 労働者	M 精神 障害者数 短時間 特例該当 (注3)	N 精神 障害者計 K+(L-M)× 0.5+M ※H29迄 (K+L×0.5)			
平成23年	881	175,895.0	611	822	36	57	2,108.5	110	335	18	31	588.5	66	36	-	84.0	2,781.0	1.58%	438 (49.7%)
平成24年	933	181,153.5	610	827	42	64	2,121.0	114	375	21	41	644.5	95	40	-	115.0	2,880.5	1.59%	462 (49.5%)
平成25年	1,049	188,466.0	653	910	54	69	2,304.5	114	427	24	55	706.5	126	57	-	154.5	3,165.5	1.68%	485 (46.2%)
平成26年	1,046	191,493.5	645	981	83	67	2,387.5	129	476	20	74	791.0	159	60	-	189.0	3,367.5	1.76%	534 (51.1%)
平成27年	1,079	195,672.0	693	1,003	83	75	2,509.5	119	524	26	80	828.0	190	63	-	221.5	3,559.0	1.82%	594 (55.1%)
平成28年	1,074	198,752.0	747	988	83	97	2,613.5	121	573	24	100	889.0	232	93	-	278.5	3,781.0	1.90%	615 (57.3%)
平成29年	1,106	206,355.0	772	989	109	116	2,700.0	131	610	68	135	1,007.5	281	199	-	380.5	4,088.0	1.98%	665 (60.1%)
平成30年	1,237	216,895.5	795	1,000	129	124	2,781.0	141	666	56	118	1,063.0	354	174	117	499.5	4,343.5	2.00%	679 (54.9%)
令和元年	1,253	218,954.5	820	1,051	107	125	2,860.5	142	693	53	155	1,107.5	410	196	127	571.5	4,539.5	2.07%	706 (56.3%)
令和2年	1,276	222,254.5	874	1,040	114	133	2,968.5	152	752	53	196	1,207.0	446	275	176	671.5	4,847.0	2.18%	732 (57.4%)
令和3年	1,366	230,023.5	877	1,061	133	164	3,030.0	150	828	59	260	1,317.0	501	432	275	854.5	5,201.5	2.26%	743 (54.4%)
令和4年	1,361	232,041.5	886	1,058	152	174	3,069.0	182	866	59	321	1,449.5	573	516	332	997.0	5,515.5	2.38%	773 (56.8%)

(注1) 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは常用労働者数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者等が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

(注2) 「障害者の数」の算出に当たっては、③A欄、F欄の重度障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、D欄、I欄の重度以外の身体・知的障害者である短時間労働者及びL欄(平成30年以前)の精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

(注3) 精神障害者数短時間特例該当について: 精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当するものは、0.5ではなく1とカウントします。(1)平成30年6月2日以降に雇入れられたものであること。(2)平成30年6月2日より前に雇入れられた者で、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

表2 民間企業における企業規模別障害者の雇用状況

令和4年6月1日現在

項目	① 企業数	② 常用労働者数	③ 短時間労働者数	④ 常用労働者総数 (②+③×0.5)	⑤ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	⑥ 障害者の数														⑦ 合計 (E+J+N)	⑧ 実雇用率 (⑥÷⑤×100)	⑨ 雇用率達成企業数 (割合)		法定雇用障害者数に不足する障害者数
						A 重度身体障害者	B 重度以外の身体障害者	C 重度身体障害者である短時間労働者	D 重度身体障害者以外である短時間労働者	E 身体障害者計 (A×2+B+C+D×0.5)	F 重度知的障害者	G 重度以外の知的障害者	H 重度知的障害者である短時間労働者	I 重度知的障害者以外である短時間労働者	J 知的障害者計 (F×2+G+H×0.5)	K 精神障害者	L 精神障害者である短時間労働者	M 精神障害者数短時間特例該当	N 精神障害者計 K+(L-M)×0.5+M			⑧ 雇用率 (割合)	⑨ 雇用率達成企業数 (割合)	
規模別 43.5~100人未満	760	48,428	7,005	51,930.5	49,912.5	115	198	59	61	517.5	31	161	31	199	353.5	90	327	228	367.5	1,238.5	2.48%	398	(52.4%)	381.5
	767	48,735	6,767	52,118.5	50,082.5	128	205	37	49	522.5	25	143	34	141	297.5	70	254	180	287.0	1,107.0	2.21%	385	(50.2%)	403.5
100~300人未満	462	72,342	7,847	76,265.5	70,854.5	285	338	45	52	979.0	67	275	12	53	447.5	158	81	43	220.0	1,646.5	2.32%	291	(63.0%)	284.0
	463	73,096	7,787	76,989.5	71,784.5	277	345	45	45	966.5	62	280	13	50	442.0	153	79	37	211.0	1,619.5	2.26%	281	(60.7%)	305.5
300~500人未満	67	23,949	2,094	24,996.0	23,328.0	103	106	7	20	329.0	18	72	1	16	117.0	55	22	14	73.0	519.0	2.22%	36	(53.7%)	72.5
	69	25,046	2,362	26,227.0	24,452.0	114	105	11	18	353.0	10	80	1	16	109.0	61	15	7	72.0	534.0	2.18%	36	(52.2%)	79.5
500~1,000人未満	46	30,639	2,432	31,855.0	29,402.0	117	129	16	17	387.5	18	143	10	22	200.0	76	26	12	95.0	682.5	2.32%	26	(56.5%)	58.5
	41	27,569	1,713	28,425.5	26,234.0	106	122	15	17	357.5	15	114	6	27	163.5	55	14	6	65.0	586.0	2.23%	22	(53.7%)	70.5
1,000人以上	26	60,044	6,331	63,209.5	58,544.5	266	287	25	24	856.0	48	215	5	31	331.5	194	60	35	241.5	1,429.0	2.44%	22	(84.6%)	10.5
	26	58,403	7,191	61,998.5	57,470.5	252	284	25	35	830.5	38	211	5	26	305.0	162	70	45	219.5	1,355.0	2.36%	19	(73.1%)	24.5
合計	1,361	235,402	25,709	248,256.5	232,041.5	886	1,058	152	174	3,069.0	182	866	59	321	1,449.5	573	516	332	997.0	5,515.5	2.38%	773	(56.8%)	807.0
	1,366	232,849	25,820	245,759.0	230,023.5	877	1,061	133	164	3,030.0	150	828	59	260	1,317.0	501	432	275	854.5	5,201.5	2.26%	743	(54.4%)	883.5

(注) 下段は前年度(令和3年度)

表3 民間企業における産業別障害者の雇用状況

令和4年6月1日現在

項目 産業別	① 企業数	② 常用 労働者数	③ 短時間 労働者数	④ 常用労働 者総数 (②+③ ×0.5)	⑤ 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる 労働者数	⑥ 障害者の数														O 合計 (E+J+N)	⑦ 実雇用率 (⑥O÷⑤ ×100)	⑧ 雇用率達 成企業数	⑨ 法定雇用 障害者数 に 不足する 障害者数	
						A 重度身体 障害者	B 重度以外 の身体障 害者	C 重度身体 障害者で ある 短時間労働 者	D 重度以外 の身体障 害者である 短時間労働 者	E 身体障害 者計 (A×2 +B+C+D× 0.5)	F 重度知的 障害者	G 重度以外 の知的障 害者	H 重度知的 障害者で ある短時間 労働者	I 重度以外 の知的障 害者である 短時間労働 者	J 知的障害 者計 (F×2 +G+H+I× 0.5)	K 精神 障害者	L 精神 障害者で ある短時間 労働者	M 精神 障害者数 短時間 特例該当	N 精神 障害者計 K+(L-M)× 0.5+M					
農林漁業	9	670	69	704.5	704.5	2	6	0	0	10.0	0	3	0	0	3.0	2	1	1	3.0	16.0	2.0	2.27%	8	1.0
鉱業、採石、砂利採取業	5	469	6	472.0	448.0	1	0	0	0	2.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	2.0	0.0	0.45%	1	6.0
建設業	50	6,230	72	6,266.0	5,143.0	23	29	1	0	76.0	0	1	0	0	1.0	6	0	0	6.0	83.0	7.0	1.61%	25	37.0
製造業(計)	411	60,388	2,783	61,779.5	61,470.5	272	300	14	15	865.5	75	283	6	21	449.5	127	24	18	148.0	1463.0	100.5	2.38%	249	216.0
食料品・たばこ	63	9,142	1,210	9,747.0	9,747.0	30	33	2	4	97.0	13	87	0	17	121.5	35	17	17	52.0	270.5	30.0	2.78%	47	23.0
繊維工業	10	1,063	38	1,082.0	1,082.0	4	5	0	0	13.0	2	4	0	0	8.0	5	0	0	5.0	26.0	4.0	2.40%	7	3.0
木材・家具	16	2,261	32	2,277.0	2,277.0	9	16	0	0	34.0	1	12	0	0	14.0	3	0	0	3.0	51.0	0.0	2.24%	11	6.0
パルプ・紙・印刷	15	1,331	121	1,391.5	1,388.5	10	9	1	0	30.0	17	23	3	0	60.0	4	0	0	4.0	94.0	0.0	6.77%	10	5.0
化学工業	44	4,905	250	5,030.0	5,030.0	18	18	0	1	54.5	8	18	0	0	34.0	8	0	0	8.0	96.5	8.5	1.92%	24	24.0
窯業・土石	17	1,565	25	1,577.5	1,577.5	5	10	0	2	21.0	0	0	0	0	0.0	3	0	0	3.0	24.0	1.0	1.52%	9	9.5
鉄鋼	10	1,828	35	1,845.5	1,596.5	6	13	2	1	27.5	0	5	0	0	5.0	0	1	1	1.0	33.5	5.5	2.10%	5	7.5
非鉄金属	10	1,375	48	1,399.0	1,342.0	3	10	0	0	16.0	0	2	0	0	2.0	1	0	0	1.0	19.0	0.0	1.42%	4	13.0
金属製品	56	5,130	108	5,184.0	5,184.0	15	30	2	0	62.0	4	19	0	1	27.5	5	2	0	6.0	95.5	4.0	1.84%	29	33.0
電気機械	32	9,983	197	10,081.5	10,081.5	69	48	4	0	190.0	13	13	0	0	39.0	11	1	0	11.5	240.5	13.0	2.39%	18	17.5
その他機械	103	16,844	374	17,031.0	17,031.0	84	73	2	6	246.0	11	82	0	3	105.5	38	1	0	38.5	390.0	21.5	2.29%	63	58.0
その他	35	4,961	345	5,133.5	5,133.5	19	35	1	1	74.5	6	18	3	0	33.0	14	2	0	15.0	122.5	13.0	2.39%	22	16.5
電気・ガス・熱供給・水道業	4	336	21	346.5	346.5	1	0	1	0	3.0	0	0	0	0	0.0	1	0	0	1.0	4.0	0.0	1.15%	1	3.0
情報通信業	21	4,385	88	4,429.0	4,429.0	26	16	1	0	69.0	0	3	0	1	3.5	3	3	2	5.5	78.0	2.0	1.76%	7	20.0
運輸業、郵便業	83	12,218	1,623	13,029.5	10,684.5	40	54	7	12	147.0	3	30	3	7	42.5	11	13	8	21.5	211.0	27.5	1.97%	45	56.5
卸売業、小売業	166	41,544	8,437	45,762.5	45,754.5	145	154	32	28	490.0	32	244	6	39	333.5	110	73	42	167.5	991.0	132.0	2.17%	84	119.0
金融業、保険業	16	7,374	492	7,620.0	7,620.0	44	52	3	2	144.0	1	4	0	0	6.0	11	0	0	11.0	161.0	7.0	2.11%	5	16.0
不動産業、物品賃貸業	16	4,150	235	4,267.5	4,262.5	16	26	4	2	63.0	1	0	0	2	3.0	16	0	0	16.0	82.0	8.0	1.92%	9	9.5
学術研究、専門・技術サービス業	23	6,227	89	6,271.5	6,267.5	15	28	1	0	59.0	6	21	2	0	35.0	36	1	1	37.0	131.0	9.0	2.09%	12	14.0
宿泊業、飲食サービス業	42	5,722	1,844	6,644.0	6,644.0	10	19	4	9	47.5	0	34	4	13	44.5	15	4	2	18.0	110.0	13.0	1.66%	17	36.0
生活関連サービス業、娯楽業	60	5,632	1,286	6,275.0	6,275.0	11	14	5	5	43.5	22	35	1	0	80.0	6	8	5	12.5	136.0	7.5	2.17%	28	36.0
教育、学習支援業	26	14,509	631	14,824.5	11,169.5	64	58	3	5	191.5	1	12	0	2	15.0	27	6	4	32.0	238.5	20.5	2.14%	14	21.0
医療、福祉	295	44,056	5,625	46,868.5	38,799.5	147	192	59	82	586.0	23	128	36	229	324.5	112	364	235	411.5	1322.0	249.5	3.41%	198	125.5
複合サービス業	15	4,272	121	4,332.5	4,332.5	14	17	2	0	47.0	4	10	0	0	18.0	12	0	0	12.0	77.0	7.0	1.78%	6	21.0
サービス業	119	17,220	2,287	18,363.5	17,690.5	55	93	15	14	225.0	14	58	1	7	90.5	78	19	14	94.5	410.0	74.5	2.32%	64	69.5
合計	1,361	235,402	25,709	248,256.5	232,041.5	886	1,058	152	174	3,069.0	182	866	59	321	1,449.5	573	516	332	997.0	5,515.5	667.0	2.38%	773	807.0

表4 民間企業における障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

令和4年6月1日現在

項目 規模別	① 法定雇用率未達成 企業の数	② 不足数								③ 障害者の数が0人で ある企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人又は5人	5.5人又は6人	6.5人以上7人	7.5人以上	
43.5～100人未満	377 < 64.1% >	342 (90.7%)	35 (9.3%)	-	-	-	-	-	-	329
100～200人未満	119 < 20.2% >	64 (53.8%)	44 (37.0%)	11 (9.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	-	-	-	18
200～300人未満	43 < 7.3% >	14 (32.6%)	9 (20.9%)	14 (32.6%)	3 (7.0%)	3 (7.0%)	0 (0.0%)	-	-	0
300～500人未満	29 < 4.9% >	7 (24.1%)	6 (20.7%)	8 (27.6%)	6 (20.7%)	0 (0.0%)	1 (3.4%)	1 (3.4%)	0 (0.0%)	0
500～1,000人未満	16 < 2.7% >	3 (18.8%)	3 (18.8%)	5 (31.3%)	3 (18.8%)	1 (6.3%)	1 (6.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
1,000人以上	4 < 0.7% >	2 (50.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	0
合 計	588	432 (0.0%)	97 (0.0%)	39 (0.0%)	12 (0.0%)	4 (0.0%)	2 (0.0%)	2 (0.0%)	0 (0.0%)	347

(注) ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

< >は未達成企業に占める割合

()は当該規模企業数に占める割合

表5 公的機関における障害者の雇用状況

令和4年6月1日現在

項目 機関名	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③					F 計 (A×2+B+C+(D-E)×0.5)+E	④ 実雇用率 (③F/②×100)%	
			A 重度障害者(身体・知的) (1週間の所定労働時間が30時間以上)	B 重度以外の障害者(身体・知的・精神) (1週間の所定労働時間が30時間以上)	C 重度障害者である短時間職員(身体・知的) (1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満)	D 重度以外の障害者である短時間職員(身体・知的・精神) (1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満)	E Dのうち注1該当者			
県	知事部局	1	5,284.0	43	86	0	0	0	172.0	3.26%
	警察本部	1	596.0	8	4	0	0	0	20.0	3.36%
	計	2	5,880.0	51	90	0	0	0	192.0	3.27%
市 町 等	市	14	15,550.5	97	175	5	15	9	386.0	2.48%
	町	11	2,671.0	17	36	1	1	1	72.0	2.70%
	広域行政	2	218.5	2	4	0	0	0	8.0	3.66%
	計	27	18,440.0	116	215	6	16	10	466.0	2.53%
教育委員会	県	1	12,705.0	73	195	1	1	0	342.5	2.70%
	市	1	158.5	0	4	0	0	0	4.0	2.52%
	町	2	110.5	0	1	0	0	0	1.0	0.90%
	計	4	12,974.0	73	200	1	1	0	347.5	2.68%
地方独立行政法人等	5	1,710.5	14	19	0	0	0	47.0	2.75%	
合計	38	39,004.5	254	524	7	17	10	1052.5	2.70%	

(注1)精神障害者数短時間特例該当について:精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当するものは、0.5ではなく1とカウントします。

(1)平成30年6月2日以降に雇入れられたものであること。(2)平成30年6月2日より前に雇入れられた者で、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

○県の状況(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
知事部局	5,284.0	172.0	3.26%	0.0	特例認定あり(注4)
警察本部	596.0	20.0	3.36%	0.0	

○市町の状況(法定雇用率 2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
宇都宮市	4,097.0	106.0	2.59%	0.0	特例認定あり(注4)
足利市	1,454.5	33.0	2.27%	4.0	特例認定あり(注4)
栃木市	1,682.0	45.0	2.68%	0.0	特例認定あり(注4)
佐野市	1,265.0	33.5	2.65%	0.0	特例認定あり(注4)
鹿沼市	835.5	16.5	1.97%	4.5	
日光市	993.0	23.0	2.32%	2.0	特例認定あり(注4)
小山市	1,222.5	31.0	2.54%	0.0	特例認定あり(注4)
真岡市	716.0	20.0	2.79%	0.0	特例認定あり(注4)
大田原市	749.0	16.0	2.14%	3.0	特例認定あり(注4)
矢板市	346.0	7.0	2.02%	1.0	特例認定あり(注4)(注5)
那須塩原市	771.5	19.5	2.53%	0.5	特例認定あり(注4)
さくら市	567.0	13.0	2.29%	1.0	特例認定あり(注4)
那須烏山市	358.0	9.0	2.51%	0.0	特例認定あり(注4)
下野市	493.5	13.5	2.74%	0.0	特例認定あり(注4)
上三川町	276.0	6.0	2.17%	1.0	特例認定あり(注4)
益子町	203.0	6.0	2.96%	0.0	特例認定あり(注4)
茂木町	153.0	4.0	2.61%	0.0	
市貝町	92.0	4.0	4.35%	0.0	(注5)
芳賀町	233.5	5.0	2.14%	1.0	特例認定あり(注4)
壬生町	362.5	10.0	2.76%	0.0	特例認定あり(注4)
野木町	231.5	7.0	3.02%	0.0	特例認定あり(注4)
塩谷町	184.0	3.0	1.63%	1.0	特例認定あり(注4)
高根沢町	225.5	5.0	2.22%	0.0	特例認定あり(注4)
那須町	413.0	13.0	3.15%	0.0	特例認定あり(注4)
那珂川町	297.0	9.0	3.03%	0.0	特例認定あり(注4)
南那須地区広域行政事務組合	170.0	4.0	2.35%	0.0	
芳賀地区広域行政事務組合	48.5	4.0	8.25%	0.0	

(注1) ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

(注2) ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成30年6月2日以降に採用された者または平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

(注3) ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(注4) 当該機関は特例認定を受けている。この特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣又は労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

(注5) 市貝町は令和4年11月28日付け特例認定により、障害者5.0人、実雇用率2.93%、不足数0.0人となっている。

矢板市は令和4年9月28日時点において、障害者8.0人、実雇用率2.31%、不足数0.0人となっている。

○県教育委員会の状況(法定雇用率 2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
栃木県	12,705.0	342.5	2.70%	0.0	

○市町教育委員会の状況(法定雇用率 2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
鹿沼市教育委員会	158.5	4.0	2.52%	0.0	
市貝町教育委員会	67.5	1.0	1.48%	0.0	(注1)
茂木町教育委員会	43.0	0.0	0.00%	1.0	(注2)

(注1) 市貝町教育委員会は令和4年11月28日付け特例認定組織となった。

(注2) 茂木町教育委員会は令和4年より新規対象機関となった。

○地方独立行政法人等の状況(法定雇用率 2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
宇都宮大学	554.0	13.0	2.35%	1.0	(注1)
栃木県立リハビリテーションセンター	199.0	5.0	2.51%	0.0	
栃木県立がんセンター	329.5	8.0	2.43%	0.0	
新小山市民病院	488.0	17.0	3.48%	0.0	
栃木県立岡本台病院	140.0	4.0	2.86%	0.0	(注2)

(注1) 宇都宮大学は11月1日時点において、障害者の数14.0人、実雇用率2.52%、不足数0.0人となっている。

(注2) 栃木県岡本台病院は令和4年より新規対象機関となった。